

市区町村における発注者別評価点の評価体系について

1. 地方公共団体における発注者別評価点の活用状況（第1回の資料5から一部再掲）

入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果（平成19年9月実施）によるとほとんどの都道府県及び政令指定都市においては、有資格者名簿の作成に発注者別評価点数を利用しているが、市区町村における利用は4割程度であり、特に、人口5万人未満の市区町村においては3割強に留まる。

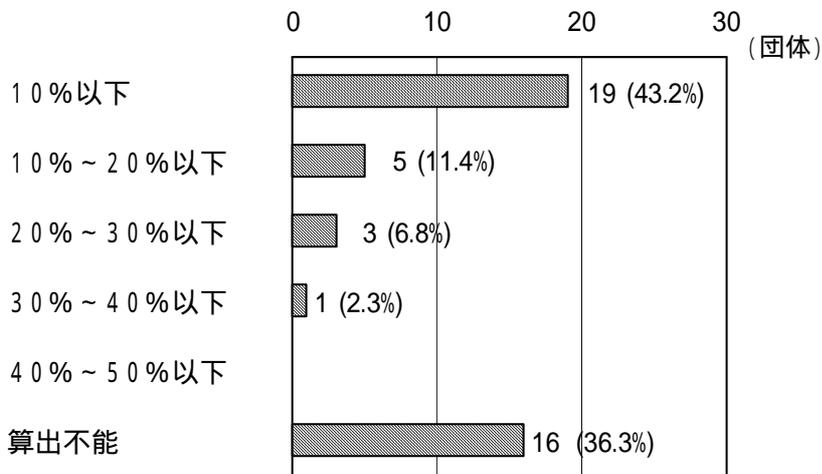
		1	2	3	小計 (1~3)	4	5	6
		有資格者名簿の作成に客観的点数及び発注者別評価点数を利用している	他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点数を加えている	有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点数のみを利用している	発注者別評価点数を利用している	有資格者名簿の作成に客観的点数のみを利用している	有資格者名簿を自ら作成しておらず、他発注機関の名簿も利用していない	有資格者名簿を作成するにあたって、得点による順位付け及びランク付けを自ら行っていない(他発注機関の有資格者名簿を利用している場合も含む)
国		6	0	0	6	11	0	1
		33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	61.1%	0.0%	5.6%
特殊法人等		12	0	0	12	11	1	105
		9.3%	0.0%	0.0%	9.3%	8.5%	0.8%	81.4%
地方公共団体	都道府県	47	0	0	47	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	15	0	0	15	2	0	0
		88.2%	0.0%	0.0%	88.2%	11.8%	0.0%	0.0%
	市区町村 (人口5万人以上)	296	6	2	304	206	0	32
		54.6%	1.1%	0.4%	56.1%	38.0%	0.0%	5.9%
市区町村 (人口5万人未満)	378	27	21	426	511	107	224	
	29.8%	2.1%	1.7%	33.6%	40.3%	8.4%	17.7%	
小計		736	33	23	792	719	107	256
		39.3%	1.8%	1.2%	42.3%	38.4%	5.7%	13.7%
計		754	33	23	810	741	108	362
		37.3%	1.6%	1.1%	40.0%	36.7%	5.3%	17.9%

【本資料のデータの前提について】

2.～6.については、事務局が本年5月に44市区町村に対して行ったアンケート調査結果。44市区町村の内訳は、政令指定都市16（17政令指定都市のうち発注者別評価点を採用していない名古屋市を除く。）人口20万人以上の都市8、人口5～20万人以上の都市7、人口5万人未満の都市13となっている。調査対象市区町村の選定は、事例収集の観点から、数多くの項目について評価しているものや他発注者の工事成績を活用しているもの等特徴のある市区町村を選定しているため、集計結果はあくまで参考値である。

2. 総合点における発注者別評価点のウエイト

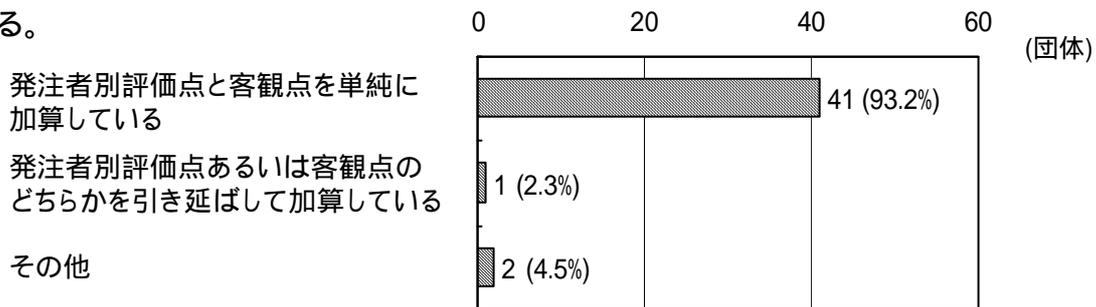
総合点における発注者別評価点のウエイトは、10%以下とするものが多い。規模の小さい市区町村ほどそのウエイトは小さい。



		10%以下	10%～20%以下	20%～30%以下	30%～40%以下	40%～50%以下	算出不能	計
政令指定都市	度数	4	3	2	-	-	7	16
	比率(%)	25.0	18.8	12.5	-	-	43.7	100.0
人口20万人以上の都市	度数	3	2	-	-	-	3	8
	比率(%)	37.5	25.0	-	-	-	37.5	100.0
人口5～20万人の都市	度数	4	-	1	1	-	1	7
	比率(%)	57.1	-	14.3	14.3	-	14.3	100.0
人口5万人未満の都市	度数	8	-	-	-	-	5	13
	比率(%)	61.5	-	-	-	-	38.5	100.0
全体	度数	19	5	3	1	-	16	44
	比率(%)	43.2	11.4	6.8	2.3	-	36.3	100.0

3. 総合点の算定方法

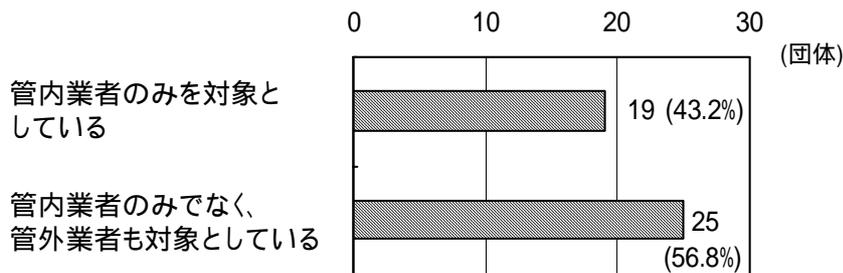
発注者別評価点と客観点を単純に加算して総合点を算定する市区町村が大多数を占める。



		発注者別評価点と客観点を単純に加算している	発注者別評価点あるいは客観点のどちらかを引き延ばして加算している	その他	計
政令指定都市	度数	15	-	1	16
	比率(%)	93.8	-	6.2	100.0
人口20万人以上の都市	度数	8	-	-	8
	比率(%)	100.0	-	-	100.0
人口5～20万人の都市	度数	6	1	-	7
	比率(%)	85.7	14.3	-	100.0
人口5万人未満の都市	度数	12	-	1	13
	比率(%)	92.3	-	7.7	100.0
全体	度数	41	1	2	44
	比率(%)	93.2	2.3	4.5	100.0

4. 発注者別評価点の対象業者

管内業者のみならず管外業者も発注者別評価点による評価の対象としているものが約6割となっている。



		管内業者のみを対象としている	管内業者のみでなく、管外業者も対象としている	計
政令指定都市	度数	5	11	16
	比率(%)	31.3	68.7	100.0
人口20万人以上の都市	度数	4	4	8
	比率(%)	50.0	50.0	100.0
人口5～20万人の都市	度数	4	3	7
	比率(%)	57.1	42.9	100.0
人口5万人未満の都市	度数	6	7	13
	比率(%)	46.2	53.8	100.0
全体	度数	19	25	44
	比率(%)	43.2	56.8	100.0

5. 発注者別評価点の対象業種

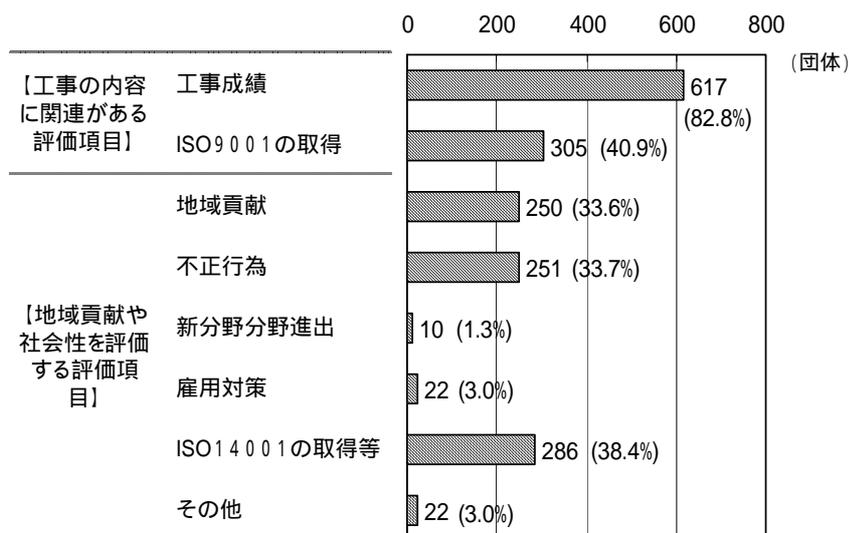
土木工事一式、建築工事一式、電気工事、管工事、造園工事以外については発注者別評価点による評価の対象としていない市区町村も多い。

	政令指定都市 (16団体)		人口20万人以上の都市 (8団体)		人口5～20万人の都市 (7団体)		人口5万人未満の都市 (13団体)		全体 (44団体)	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)	度数	比率(%)	度数	比率(%)	度数	比率(%)
土木工事一式	16	100.0	8	100.0	7	100.0	13	100.0	44	100.0
建築一式工事	16	100.0	8	100.0	7	100.0	7	53.8	38	86.4
電気工事	16	100.0	7	87.5	6	85.7	5	38.5	34	77.3
管工事	15	93.8	7	87.5	6	85.7	5	38.5	33	75.0
造園工事	12	75.0	4	50.0	3	42.9	4	30.8	23	52.3
ぼ装工事	5	31.3	4	50.0	4	57.1	3	23.1	16	36.4
水道施設工事	2	12.5	3	37.5	2	28.6	4	30.8	11	25.0
塗装工事	1	6.3	4	50.0	2	28.6	3	23.1	10	22.7
防水工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	3	23.1	9	20.5
電気通信工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	3	23.1	9	20.5
左官工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
とび・土工・コンクリート工事	1	6.3	3	37.5	2	28.6	2	15.4	8	18.2
石工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
屋根工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
タイル・れんが・ブロック工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
鉄筋工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
板金工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
ガラス工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
熱絶縁工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
建具工事	2	12.5	3	37.5	1	14.3	2	15.4	8	18.2
大工工事	1	6.3	3	37.5	1	14.3	2	15.4	7	15.9
鋼構造物工事	1	6.3	3	37.5	1	14.3	2	15.4	7	15.9
しゅんせつ工事	1	6.3	3	37.5	1	14.3	2	15.4	7	15.9
内装仕上工事	1	6.3	3	37.5	1	14.3	2	15.4	7	15.9
機械器具設置工事	1	6.3	3	37.5	1	14.3	2	15.4	7	15.9
さく井工事	1	6.3	3	37.5	1	14.3	2	15.4	7	15.9
消防施設工事	1	6.3	3	37.5	1	14.3	2	15.4	7	15.9
清掃施設工事	1	6.3	3	37.5	1	14.3	2	15.4	7	15.9

6. 発注者別評価点の評価項目

(1) 評価項目

入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果（平成19年9月実施）によると8割以上の市区町村が工事成績を評価項目としている。その他に公共工事の受注実績、ISO9001・14001の取得、不正行為、防災協定等地域貢献を評価項目とする市区町村が多い。



発注者別評価点を採用していると回答した市区町村数は745。

技術力、安全対策、表彰、企業連携については調査項目に含まれていない。

事例収集（44市区町村）の集計結果においても、工事成績を中心とした評価項目の設定が行われている。

		政令指定都市 (16団体)		人口20万人以上の都市 (8団体)		人口5～20万人の都市 (7団体)		人口5万人未満の都市 (13団体)	
		度数	比率(%)	度数	比率(%)	度数	比率(%)	度数	比率(%)
工事の内容に関連がある評価項目	工事成績	12	75	7	87.5	6	85.7	12	92.3
	技術力	2	12.5	4	50	2	28.6	5	38.5
	安全対策	2	12.5	1	12.5	1	14.3	1	7.7
	表彰	6	37.5	6	75	3	42.9	3	23.1
	ISO9001	14	87.5	7	87.5	6	85.7	5	38.5
	その他	5	31.3	1	12.5	3	42.9	9	69.2
地域貢献や社会性を評価する評価項目	社会貢献	8	50	3	37.5	3	42.9	6	46.2
	不正行為	10	62.5	5	62.5	2	28.6	5	38.5
	新分野進出	-	-	-	-	-	-	-	-
	企業連携	2	12.5	-	-	1	14.3	2	15.4
	雇用対策	12	75	6	75	4	57.1	5	38.5
	環境対策	6	37.5	3	37.5	-	-	-	-
	ISO14001	13	81.3	7	87.5	6	85.7	5	38.5
	その他	9	56.3	4	50	4	57.1	1	7.7

(2) 評価項目毎の配点割合

工事成績の配点割合が大きい。次いで技術力に関する配点の割合が大きくなっているが、その他の項目については概ね発注者別評価点の20%以下となっている。

		なし	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	80～100%	算出不能	計	
工事の内容に関連がある評価項目	工事成績	度数	7	4	6	8	4	2	13	44
		比率(%)	15.9	9.1	13.6	18.2	9.1	4.5	29.6	100.0
	技術力	度数	31	3	5	1	-	-	4	44
		比率(%)	70.5	6.8	11.4	2.3	-	-	9.0	100.0
	安全対策	度数	39	3	-	-	-	-	2	44
		比率(%)	88.6	6.8	-	-	-	-	4.6	100.0
	表彰	度数	26	9	3	-	-	-	6	44
		比率(%)	59.1	20.5	6.8	-	-	-	13.6	100.0
	ISO9001	度数	12	17	3	-	-	-	12	44
		比率(%)	27.3	38.6	6.8	-	-	-	27.3	100.0
	その他	度数	26	6	2	3	-	-	7	44
		比率(%)	59.1	13.6	4.5	6.8	-	-	16.0	100.0
地域貢献や社会性を評価する評価項目	社会貢献	度数	24	8	3	-	-	1	8	44
		比率(%)	54.5	18.2	6.8	-	-	2.3	18.2	100.0
	不正行為	度数	22	22(規定あり)						44
		比率(%)	50.0	50.0						100.0
	新分野進出	度数	44	-	-	-	-	-	-	44
		比率(%)	100	-	-	-	-	-	-	100.0
	企業連携	度数	39	-	-	1	1	-	3	44
		比率(%)	88.6	-	-	2.3	2.3	-	6.8	100.0
	雇用対策	度数	17	16	2	-	-	-	9	44
		比率(%)	38.6	36.4	4.5	-	-	-	20.5	100.0
	環境対策	度数	35	6	-	-	-	-	3	44
		比率(%)	79.5	13.6	-	-	-	-	6.9	100.0
ISO14001	度数	13	20	-	-	-	-	11	44	
	比率(%)	29.5	45.5	-	-	-	-	25	100.0	
その他	度数	26	7	2	1	-	-	8	44	
	比率(%)	59.1	15.9	4.5	2.3	-	-	18.2	100.0	

(3) 各評価項目の内容

市区町村が採用しやすいより簡易な評価項目の例は次の通りである。

【工事の内容に関連がある評価項目】

工事成績

ア) 工事成績点の平均点に基づき算定するもの

例1 釧路市

市が発注する請負工事の成績評価点数から成績評定基準点(70点)を減じて得た点数。

例2 岐阜市

前年の平均工事成績評定結果について下表に基づき加点・減点する。

工事成績評点	加点・減点
95点以上	+70点
90点以上～95点未満	+60点
85点以上～90点未満	+50点
80点以上～85点未満	+40点
75点以上～80点未満	+30点
70点以上～75点未満	+10点
65点以上～70点未満	0点
60点以上～65点未満	-10点
60点未満	-30点

例3 長崎市

決算日前2年間における工事成績(工種ごと)の平均点により計算された数値を加点・減点する。

工事成績の平均点が69点以下の場合

(工事成績平均点 70) × 0.01 × 経審の総合評定値

工事成績の平均点が70点以上75点以下の場合

0点

工事成績の平均点が76点以上

(工事成績平均点 75) × 0.01 × 経審の総合評定値(上限は、総合評定値に0.15を乗じた点数。)

イ) 工事成績点に工事件数を加味したものに基づき算定するもの

例 神戸市

下表に基づき加点・減点。

平均成績 \ 件数	0件	1件	2件	3件以上
～49.9	0	-50	-60	-70
50.0～52.4	0	-40	-50	-60
52.5～54.9	0	-30	-40	-50
55.0～57.4	0	-20	-30	-40
57.5～59.9	0	-10	-20	-30
60.0～62.4	0	0	0	0
62.5～64.9	0	0	0	0
65.0～67.4	0	10	20	30
67.5～69.9	0	20	30	40
70.0～72.4	0	30	40	50
72.5～74.9	0	40	50	60
75.0～77.4	0	50	60	70
77.5～79.9	0	60	70	80
80.0～82.4	0	70	80	90
82.5～84.9	0	75	85	95
85.0～	0	80	90	100

ウ) 工事成績点に優良工事等の成果を加味したものに基づき算定するもの

例 明石市

次の2つの基準により加点・減点する。

工事成績評定点の平均点(過去3年度分)に応じて加点する。

100点～ - 55点

1件毎の工事成績評定点により算出した評価点(過去1年度分)を加点・減点。

75点を超える工事1件毎に(工事成績評定点 - 75) × 2点を加点。

65点を下回る工事1件毎に(65 - 工事成績評定点) × 2点を減点。

エ) 他発注機関の工事成績を活用するもの

例 竹田市

過去 2 年間に完成検査を行った県工事に係る成績評定の点数について、2 年間における平均値に基づき次の点数を付与する。

成績評定平均点	点数	成績評定平均点	点数
85 点	+ 120	75 点	+ 45
84 点	+ 110	74 点	+ 40
83 点	+ 100	73 点	+ 35
82 点	+ 90	72 点	+ 30
81 点	+ 80	71 点	+ 25
80 点	+ 70	70 点	+ 20
79 点	+ 65	65 ~ 69 点	0
78 点	+ 60	60 ~ 64 点	30
77 点	+ 55	59 点以下	60
76 点	+ 50		

技術力

ア) 技術者数

例 1 長崎市

市内に本店を有する業者に係る技術者の保有状況に応じて加点。

1 級技術者: 人数 × 5 点

2 級技術者: 人数 × 2 点

その他の技術者: 人数 × 1 点 (但し、上限 60 点)

例 2 金沢市

監理技術者又は主任技術者の数に応じて加点。

監理技術者 人数 × 2 点 (40 点上限)

主任技術者 人数 × 1 点 (20 点上限)

イ) 優良建設工事表彰受賞技術者の有無

例 静岡市

市優良建設工事主任技術者表彰受賞者が所属する企業に 20 点加点。

ウ) 過去における V E 提案の採用

例 竹田市

過去 1 年間に契約後 V E 提案を採択された県工事がある場合、1 件の工事につき 20 点加点。

安全対策

例 上越市

労働安全マネジメントシステム規格の認証取得者又はこれに準じる規格取得者に 10 点加点。

その他工事内容に関連する項目

ア)表彰

例 金沢市

審査基準日から過去 2 年間に優良建設工事の表彰を受けた場合に 20 点加点。

イ)ISO9001の取得

例 上越市

ISO9000 シリーズの認証取得の場合に 10 点加点。

【地域貢献や社会性を評価する評価項目】

社会貢献

ア) 災害発生時の緊急対応への協力

例 静岡市

市と災害時における応急対策活動に関する協力協定を締結している場合に 20 点加点。

イ) 除雪関係作業

例 釧路市

申請年度に市の除雪業務を請け負っている場合に 5 点加点。下記項目に当てはまる場合はさらに加点。

申請年度の前年度に除雪業務を請け負っている。(5 点加点)

2 ヶ年継続し歩車道の除雪業務を受託している。(5 点加点)

2 ヶ年継続し 3 台以上の除雪大型車両の出動がある。(5 点加点)

ウ) 市町村内における営業所の所在・市町村民の雇用

例 1 神戸市

市内に本店を有する者のみ、次の各項目の合計点数を加点。(神戸市)

総合評定値×0.05 点

市民雇用人数×2 点(雇用人数が 5 人以下の場合には 10 点、50 人以上の場合
は 100 点とする。)

例 2 明石市

市内に本店を置いてからの営業年数に応じて加点。

年数×1 点(20 点を上限)(但し、工事成績の平均点が 65 点以下の場合加点しない。)

エ) ボランティア活動

例 前橋市

法人として、一年間に複数回のボランティア、環境保全、地域の評価を得ている建設事業に関する文化活動を二年間にわたり行った場合 5 点加点。

不正行為

例 1 静岡市

前回定期認定から今回定期認定まで指名停止 1 ヶ月につき 5 点減点。

例 2 竹田市

当該年度において、建設業法により監督処分を受けた場合は、次の減点を行う。

指示処分 - 30 点

営業停止処分 - 45 点

一部業種に係る許可の取消処分 - 60 点

例 3 佐渡市

市税・県税・法人税・消費税など未納のものがある場合に 10 点減点する。

例 4 明石市

市における入札・契約に関する不正等を行った業者に減点を行うとともに、情報提供者に加点を行う。

繰り返し不正等を行ったと認められる場合：20 点減点

不正のあった案件について信憑性の高い情報提供者：10 点加点

建設産業政策

例 静岡市

入札参加者が合併により新たに設立された者または合併により存続した者である場合に加点。

ア 合併後 3 年以下の場合 30 点

イ 合併後 3 年を超え 5 年以下の場合 15 点

その他

ア) 雇用対策

例 竹田市

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 43 条に係る雇用義務がある建設業者で、雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である場合に 10 点加点。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 43 条に係る雇用義務がない建設業者で、障害者を雇用している場合に 20 点加点。

イ)環境対策

例1 静岡市

ISO14001の認証取得ある場合に(但し、エコアクション21と重複加算なし) 10点加点。

例2 静岡市

エコアクション21の認証取得ある場合に10点加点。